

NST 委員会内規

(名称)

第1条 本委員会は、一般社団法人日本栄養治療学会 NST 委員会（以下委員会）と称する。

(適用)

第2条 本委員会は、一般社団法人日本栄養治療学会（以下「本会」）委員会規則（定款第6章 第35条、定款施行細則第9章25条）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 本委員会は、栄養サポートチーム(Nutrition Support Team : NST) の普及と質の保証および向上をはかること、ならびに全国の各医療施設で適切な栄養管理や栄養療法実施の推進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達するために必要な事項を検討し、実施する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
5. 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(委員の任命)

第6条 委員は委員長により任命される。

(招集等)

第7条 本委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会の議長は、委員長とする。

(意義)

第8条 本委員会は、(1)NST活動の啓発、(2)質の保証・向上、(3)各医療施設での適正な栄養管理や栄養療法の実施の推進・啓発、(4)NST活動や効果に関する情報交換、(5)収集されたNST活動の情報を診療報酬への反映や提言を目指すとともに、(6)全国のNST活動の状況や効果に関する発表の場を企画し、これを主催する。また、(7)各施設から得られた効果や問題点などの情報データを集積・解析し、さらに(8)これらのデータを把握した上で、将来的なNSTの普及・発展のための方向性についても検討し、全国への情報発信に寄与することを目的とする。

(NST 稼働施設の認定)

第 9 条 本委員会は、NST 稼働施設認定を実施する（以下、詳細は、NST 稼働施設認定規程に記載）。

(NST フォーラムの企画、開催)

第 10 条 本委員会は、全国の NST 活動の状況や効果を広く周知して今後の活動の指標となるべく、NST フォーラムを企画し、これを開催する。

(本委員会事務局)

第 11 条 本委員会事務局は、定款施行細則第 25 条に従い設置される。

(定足数等)

第 12 条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、事前の委任状提出を有効とし、出席者とみなす。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(その他)

第 13 条 本委員会の目的を遂行するために必要とされるその他の業務等の生じた場合は委員会決議を経たのち理事会審議を経て実施する。

(内規の変更)

第 14 条 この内規は、本会規約委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

(附則)

1. この内規は、平成 25 年 12 月 20 日から施行する。
2. この内規は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。
3. この内規は、平成 27 年 2 月 11 日から改定施行する。
4. この内規は、平成 28 年 2 月 24 日から改定施行する。
5. この内規は、平成 29 年 2 月 22 日から改定施行する。
6. この内規は、平成 31 年 2 月 13 日から改定施行する。
7. この内規は、令和 2 年 2 月 26 日から改定施行する。
8. この内規は、令和 2 年 11 月 26 日から改訂実施する。
9. この内規は、令和 6 年 4 月 1 日からの学会名称の変更に伴い「日本臨床栄養代謝学会」の箇所を「日本栄養治療学会」へと改める。